

表 I - 1 土砂災害の定義等

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号、平成 13 年 4 月 1 日施行）〈抜粋〉

（目的）

第 1 条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が 30 度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第 26 条第 1 項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第 6 条第 1 項及び第 26 条第 1 項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

（注）下線は当省が付した。

表 I - 2 基礎調査に係る法令等

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）〈抜粋〉

（土砂災害防止対策基本指針）

第 3 条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
- 二 次条第 1 項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
- 三 第 6 条第 1 項の土砂災害警戒区域及び第 8 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
（基礎調査）

第 4 条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね 5 年ごとに、第 6 条第 1 項の土砂災害警戒区域及び第 8 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

○ 土砂災害防止対策基本指針（平成 23 年国土交通省告示第 439 号）〈抜粋〉

二 法第 4 条第 1 項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 総合的かつ計画的な調査の実施

法第 4 条第 1 項の基礎調査（以下「基礎調査」という。）の実施に当たっては、土砂災害が発生するおそれがある土地のうち、過去に土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うなど、計画的な調査の実施に努める。

また、調査を実施するに当たっては、土砂災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町村の関係部局との連携・協力体制を強化することが重要である。

2 土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査

土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査として、次に掲げるものを行う。

(1) 土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出

急傾斜地の崩壊等の発生により住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる箇所について、地形図、航空写真等を用いて概略的に調査を行い、必要に応じ現地確認を行うことにより、その位置の把握及び予想される土砂災害の発生原因の特定を行う。

なお、同一の土地において急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りが輻輳して発生することがあることから、これらの土砂災害の発生原因ごとに、もれなく状況を把握するよう努める。

(2)～(4) （略）

(5) 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の把握

以上の調査結果を踏まえ、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域の範囲を土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「令」という。）第 2 条に規定する基準に基づき把握する。

(注) 下線は当省が付した。

表 I - 3 土砂災害警戒区域等の指定に係る法令

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）〈抜粋〉

（土砂災害警戒区域）

第 6 条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章及び次章において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

（土砂災害特別警戒区域）

第 8 条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）〈抜粋〉

（土砂災害警戒区域の指定の基準）

第 2 条 法第 6 条第 1 項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ 急傾斜地（傾斜度が 30 度以上である土地の区域であって、高さが 5 メートル以上のものに限る。以下同じ。）

ロ 次に掲げる土地の区域のうちイの急傾斜地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区域

(1) イの急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該上端からの水平距離が 10 メートル以内のもの

(2) イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の 2 倍（当該距離の 2 倍が 50 メートルを超える場合にあっては、50 メートル）以内のもの（急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

二 土石流 その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が 5 平方キロメートル以下であるものに限る。第 7 条第 4 号ハにおいて「溪流」という。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域であって、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が 2 度以上のもの（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

三 地滑り 次に掲げる土地の区域

イ 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域をいう。以下同じ。）

ロ イの地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であって、当該地滑り区域及び当該一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影が、当該

地滑り区域の境界線の投影（以下この号において「境界線投影」という。）のうち当該境界線投影と地滑り方向（当該地滑り区域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水平面上において当該地滑り地塊の投影が移動する方向をいう。以下この号及び次条第3号口において同じ。）に平行な当該水平面上の2本の直線との接点を結ぶ部分で地滑り方向にあるもの（同号口において「特定境界線投影」という。）を、当該境界線投影に接する地滑り方向と直交する当該水平面上の2本の直線間の距離（当該距離が250メートルを超える場合にあっては、250メートル）だけ当該水平面上において地滑り方向に平行に移動したときにできる軌跡に一致する土地の区域（地滑りが発生した場合において、地形の状況により明らかに地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

（土砂災害特別警戒区域の指定の基準）

第3条 法第8条第1項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の居室を有する建築物（以下この条において「通常の建築物」という。）が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により力が当該通常の建築物の地上部分に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域

ロ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（当該急傾斜地の高さ及び傾斜度、当該急傾斜地の下端から当該建築物までの水平距離等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石等の堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により力が当該通常の建築物の地上部分に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域

二 土石流 その土地の区域内に建築物が存するとした場合に土石流により当該建築物に作用すると想定される力の大きさ（当該土石流により流下する土石等の量、土地の勾配等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該土石流により力が当該通常の建築物に作用する場合の土石流の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域

三 地滑り 次の要件を満たす土地の区域

イ その土地の区域内に建築物が存するとした場合に地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が当該建築物に作用した時から30分間が経過した時において当該建築物に作用すると想定される力の大きさ（当該地滑り地塊の規模等に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）が、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさ（当該地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が当該通常の建築物に作用する場合の土石等の高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値とする。）を上回る土地の区域であること。

ロ 地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であって、当該地滑り区域及び一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影のすべてが、特定境界線投影を当該水平面上において地滑り方向に60メートル平行に移動したときにできる軌跡の範囲内にあるものであること。

表 I - 4 - (1) 平成 19 年から 24 年までの土砂災害発生状況

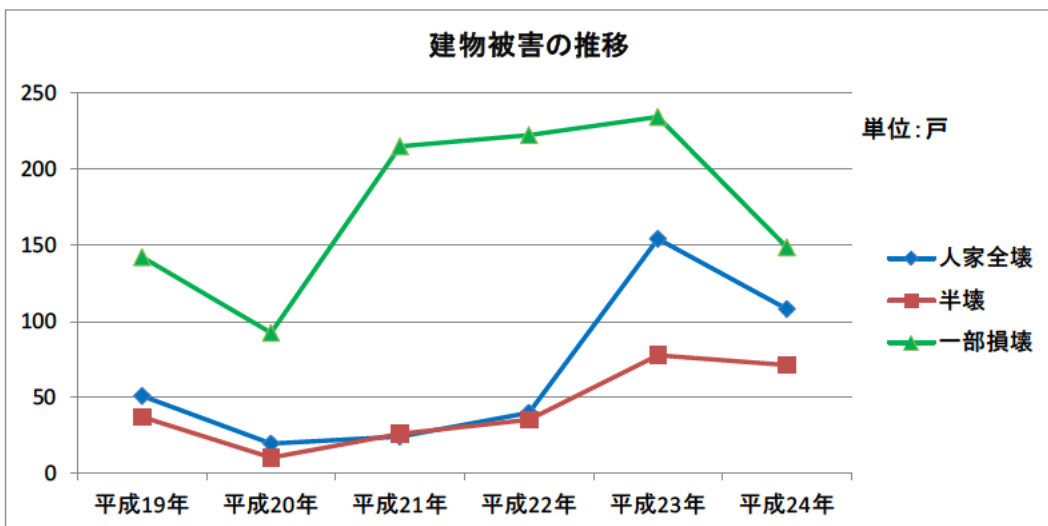
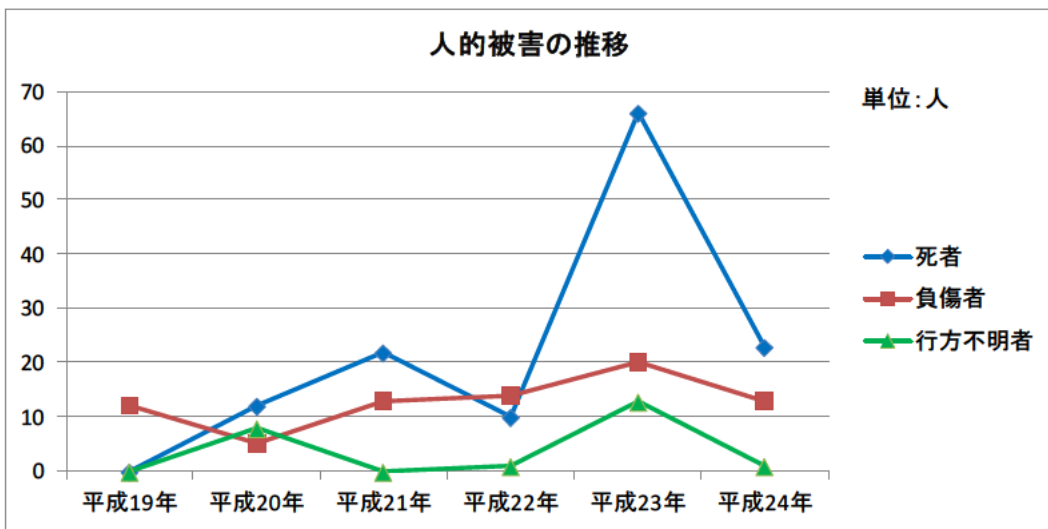
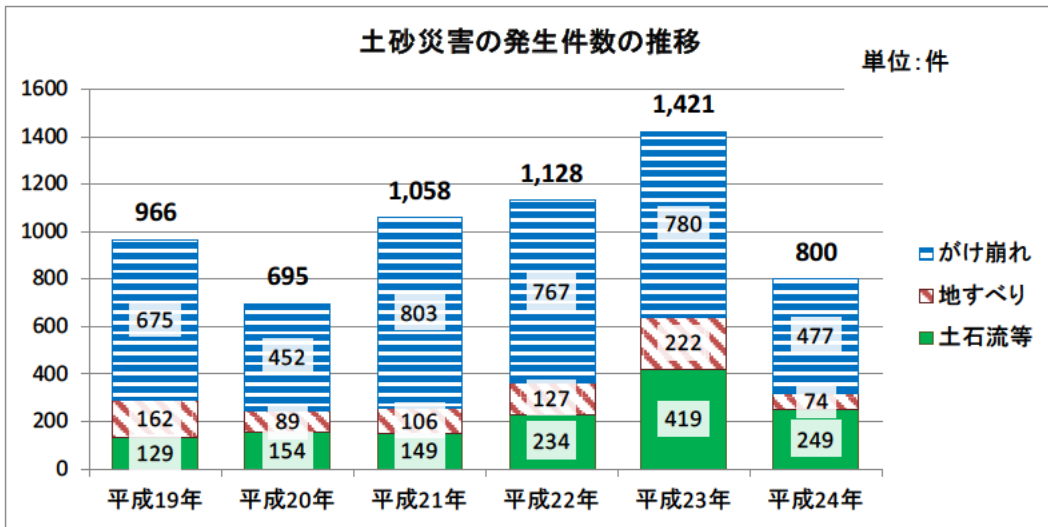
(単位：件、人、戸)

年	土砂災害発生 件数	土砂災害発生状況			人的 被害	人的被害			建物 被害	建物被害		
		土石流 等	地すべ り	がけ崩 れ		死者	負傷者	行方不 明者		人家全 壊	半壊	一部損 壊
平成 19 年	966	129	162	675	12	0	12	0	230	51	37	142
平成 20 年	695	154	89	452	25	12	5	8	121	19	10	92
平成 21 年	1,058	149	106	803	35	22	13	0	265	24	26	215
平成 22 年	1,128	234	127	767	25	10	14	1	297	40	35	222
平成 23 年	1,421	419	222	780	99	66	20	13	466	154	78	234
平成 24 年 (注 2)	800	249	74	477	37	23	13	1	328	108	71	149

(注) 1 国土交通省「平成 19 年の土砂災害」等に基づき当省が作成した。

2 平成 24 年の数値は 11 月 1 日時点。

表 I - 4 - (2) 平成 19 年から 24 年までの土砂災害に関する各種推移



(注) 1 国土交通省「平成 19 年の土砂災害」等に基づき当省が作成した。
 2 平成 24 年の数値は 11 月 1 日時点。

表 I - 5 東日本大震災による土砂災害発生状況等

(単位：件、人)

県	土砂災害発生状況				死者
	土石流等	地すべり	がけ崩れ	合計	
青 森	0	0	1	1	0
岩 手	1	0	3	4	0
宮 城	2	2	12	16	0
山 形	0	2	1	3	0
福 島	1	6	30	37	17
茨 城	1	1	22	24	0
栃 木	1	5	5	11	2
群 馬	1	0	0	1	0
千 葉	0	0	16	16	0
神 奈 川	0	0	1	1	0
長 野	3	0	1	4	0
新 潟	3	13	2	18	0
静 岡	0	0	3	3	0
合 計	13	29	97	139	19

(注) 国土交通省「東日本大震災（第 113 報）」（平成 24 年 9 月 3 日）に基づき当省が作成した。

表 I - 6 平成 23 年台風第 12 号及び 15 号による土砂災害

表 I - 6 - (1) 平成 23 年台風第 12 号による土砂災害発生状況等

(単位：件、人)

県	土砂災害発生状況				死者	行方不明者
	土石流等	地すべり	がけ崩れ	合計		
三重	13	2	25	40	0	1
奈良	22	10	3	35	14	10
和歌山	24	4	3	31	35	2
その他	35	16	51	102	0	0
合計	94	32	82	208	49	13

表 I - 6 - (2) 平成 23 年台風第 15 号による土砂災害発生状況等

(単位：件、人)

県	土砂災害発生状況				死者	行方不明者
	土石流等	地すべり	がけ崩れ	合計		
岩手	0	0	3	3	1	0
神奈川	2	0	17	19	0	0
静岡	10	3	40	53	1	0
その他	26	19	78	123	0	0
合計	38	22	138	198	2	0

表 I - 6 - (3) 比較的安全な場所に設置されている避難所が被害を受けた例

被災の経緯等	<p>平成 23 年</p> <p>9 月 1 日 五條市南部に大雨警報</p> <p>2 日 五條市南部に土砂災害警戒情報</p> <p>3 日 赤谷地区、清水地区に避難指示</p> <p>4 日 宇井地区の大規模な土砂崩落が発生（死者 7 名、行方不明者 4 名）</p>
被害状況等	<p>○ 宇井地区では対岸の土砂崩落の影響により、住民の経験では安全と考えられていた川面から 50 メートル程度上にある集落が被災。</p> <p>○ 宇井地区の公共施設（宇井集会所（指定避難場所）等）、住宅 11 戸が全壊。</p>
その他	<p>○ 川に近いところなど、危険な地域に住む住民は早期に自主避難する習慣あり。</p> <p>○ 宇井地区で自主避難した住民は、地区内の宇井集会所（指定避難場所）ではなく、空調や風呂など設備の整っている「五條市ふれあい交流館」（指定避難場所）に避難し、結果的に人</p>

	的被害を免れた。	
--	----------	--

(注) 国土交通省「平成 23 年台風第 12 号及び 15 号による被害状況等について (第 52 報)」(平成 24 年 5 月 28 日)、総務省 (消防庁)「平成 23 年台風第 12 号に関する現地ヒアリング調査概要」(地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会 (平成 24 年 7 月 31 日) 資料)、奈良県公表資料「紀伊半島大水害からの復旧・復興に向けて」(紀伊半島大水害復旧復興シンポジウム (平成 24 年 9 月 6 日) 資料) に基づき当省が作成した。

表 I - 7 平成 24 年 7 月九州北部豪雨による土砂災害発生状況及び人的被害発生状況

(単位：件、人)

県	土砂災害発生状況				人的被害発生状況		
	土石流等	地すべり	がけ崩れ	合計	死者	負傷者	行方不明者
福岡	22	13	21	56	1	1	0
佐賀	0	0	8	8	0	0	0
熊本	82	0	16	98	21	5	1
大分	2	0	18	20	0	1	0
宮崎	0	0	2	2	0	0	0
鹿児島	6	0	2	8	0	0	0
その他	4	1	23	28	0	0	0
合計	116	14	90	220	22	7	1

(注) 国土交通省「平成 24 年 7 月九州北部豪雨(7 月 11 日から続く梅雨前線)による大雨の被害状況等について(第 23 報)」(平成 24 年 7 月 27 日)に基づき当省が作成した。

表 I - 8 国土交通省による土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査

○ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について～全国に13,730の災害時要援護者関連施設が立地していることが判明～（平成22年6月18日国土交通省河川局砂防部公表資料）＜抜粋＞

平成21年7月に発生した山口県防府市の土砂災害において、特別養護老人ホームに入所していた災害時要援護者が被災するなど、災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進は、土砂災害から住民の生命及び身体を保護する上で喫緊の課題となっています。

都道府県の協力を得て、国土交通省砂防部において、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の状況について調査を行ったところ、全国に13,730施設が立地しており、そのうち、砂防堰堤等の砂防関係施設が整備されている施設は全施設の3割に満たないという結果となりました。

なお、今回土砂災害のおそれのあることが明らかとなった施設が立地している箇所が土砂災害警戒区域に指定されている状況についても調査しましたが、7割の施設の立地している箇所において指定がなされていないことが確認されました。

今後は、本調査結果に基づき、関係省庁、都道府県及び市町村と十分連携を図った上で、施設の規模や構造等の特性を踏まえて砂防関係施設の整備を重点的に実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の明示及び警戒避難体制の整備を推進するなど、ハード・ソフト一体となった重点的な土砂災害対策を実施してまいります。

1. 調査結果

1) 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設数 13,730 施設

2) 土砂災害対策の実施状況

【ハード対策】

・砂防関係施設が整備されている施設数 3,598 施設

【ソフト対策】

・土砂災害警戒区域に指定されている施設数 4,165 施設

(注)：平成21年8月31日時点、平成22年5月31日とりまとめ

(注) 下線は当省が付した。

表 I - 9 - (1) 「土砂災害のおそれのある」とされている箇所

国土交通省の「土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果」(表 I - 8 参照)において、「土砂災害のおそれのある」とされている箇所は、平成 14 年度までに都道府県が調査した土砂災害危険箇所(被害想定区域を含む。)又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)制定後に指定した土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。)である。

平成 14 年度までに国土交通省により把握された土砂災害危険箇所数は、表 I - 9 - (1) - ①のとおり、全国で約 52 万 5,000 箇所である。

表 I - 9 - (1) - ① 土砂災害危険箇所数及び災害種類別の内訳 (単位: 箇所)

急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険渓流	地すべり危険箇所	合計
330, 156	183, 863	11, 288	525, 307

(注) 1 国土交通省「土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果の公表について」(平成 15 年 3 月 28 日公表)等に基づき当省が作成した。

2 土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所は平成 14 年度の、地すべり危険箇所は平成 10 年度の国土交通省公表数値である。

表 I - 9 - (1) - ② 土砂災害警戒区域等数及び災害種類別の内訳 (単位: 箇所)

区 分	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合 計
土砂災害警戒区域数	172, 361	99, 393	3, 369	275, 123
うち土砂災害特別警戒区域数	95, 401	45, 500	1	140, 902

(注) 国土交通省「全国における土砂災害警戒区域等の指定状況」(平成 24 年 10 月 31 日時点)に基づき当省が作成した。

表 I - 9 - (2) 土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域の地形要件等の相違

区 分	土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域
目 的	土地利用等の社会的変化や最近の土砂災害の実態を踏まえ、ハード・ソフト両面からなる効果的な土砂災害対策を実施する。	平成 13 年に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、警戒避難体制やハザードマップの整備等を通して、土砂災害から住民の生命及び身体を保護する（土砂災害特別警戒区域においては、これらに加え、特定開発行為を制限することにより、住民の生命及び身体を保護する。）。
点検、調査の実施方法等	主に 25,000 分の 1 地形図により、土砂災害の危険性の有無を判断、抽出。抽出した箇所は現地確認等により、地形、地質、保全対象等を確認する。	土砂災害危険箇所及びその他土砂災害の危険性が見受けられる箇所等を、2,500 分の 1 等の地形図により抽出。航空写真による概略調査や航空レーザー、測量等により、地形、地質、保全対象等を確認する。
地形要件	急傾斜地	傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地
	被害想定区域	急傾斜地の①上端から水平距離が急傾斜地の高さ以内、②下端からの水平距離が急傾斜地の高さの 2 倍以内（50 メートル以内） 傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地 急傾斜地の①上端から水平距離が 10 メートル以内、②下端からの水平距離が急傾斜地の高さの 2 倍以内（50 メートル以内） （急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）
	土石流	谷型の地形をしているところ（同一等高線上での谷幅より同一等高線上で最も奥に入った地点の奥行が長い箇所） その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が 5 平方キロメートル以下） 土石流が発生する区域から河床勾配 3 度（火山砂防地域では、土石流発生実績がある場合は実績値、ない場合は 2 度）になる地点まで 扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域 （土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

区 分		土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域
地形要件	地すべり	地すべりの発生するおそれのある箇所で地すべり等防止法第51条に基づく建設大臣所管(当時)になり得るもの	地滑り区域(地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域) (地滑りが発生した場合において、地形の状況により明らかに地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)
	地すべり危険区域	土砂災害危険箇所の範囲に、土塊が移動した場合の到達範囲を含めた区域(地すべりブロックの長さ及び幅の2倍に相当する区域)	地滑り区域下端から、 <u>地滑り地塊の長さに相当する距離</u> (最大250メートル)の範囲内の区域
	被害想定区域	(地すべりが溪流に係る場合)危険区域の範囲に、移動した土塊が河川を閉塞した場合の考えられ得る最大規模の上下流の被害想定区域を含めて区域(地すべり危険区域以外の湛水域及び下流の氾濫区域)	
成果物		設定した土砂災害危険箇所等は <u>25,000分の1</u> 地形図に図示	作成する土砂災害警戒区域区域図は縮尺 <u>2,500分の1</u> 以上のもの

(注) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)及び「急傾斜地崩壊危険箇所等の再点検について(依頼)」(平成11年11月30日付け河傾発第112号)の別添「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領」等に基づき当省が作成した。

表 I - 9 - (3) 災害時要援護者の定義

<p>○ 災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月28日内閣府公表資料) <抜粋></p> <p>「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。</p>
--

表 I - 9 - (4) 災害時要援護者関連施設の定義

○ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について～全国に 13,730 の災害時要援護者関連施設が立地していることが判明～（平成 22 年 6 月 18 日国土交通省公表資料）参考資料 1

災害時要援護者関連施設は、概ね次に掲げる施設とする。

- 1 児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する施設）
- 2 老人福祉施設（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する施設）及び有料老人ホーム（同法第 29 条に規定する施設）並びに老人居宅生活支援事業を行う施設等（同法第 5 条の 2 第 3 項から第 6 項までに規定する事業を行うものに限る。）
- 3 介護保険施設（介護保険法（平成 12 年法律第 123 号）第 8 条第 22 項に規定する施設）
- 4 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する施設）
- 5 障害福祉サービス事業所（障害者自立支援法第 5 条第 5 項に規定する療養介護、同条第 6 項に規定する生活介護、同条第 7 項に規定する児童デイサービス、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 10 項に規定する共同生活介護、同条第 13 項に規定する自立訓練、同条第 14 項に規定する就労移行支援、同条第 15 項に規定する就労継続支援及び同条第 16 項に規定する共同生活援助を行うものに限る。）
- 6 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する施設）
- 7 身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項に基づく施設）
- 8 知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項に基づく施設）
- 9 知的障害者福祉工場（昭和 60 年 5 月 21 日厚生省発児第 104 号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく施設）
- 10 精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第 48 条に基づく施設）
- 11 福祉ホーム（障害者自立支援法第 5 条第 22 項に規定する施設）
- 12 精神障害者退院支援施設（平成 18 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく施設）
- 13 重症心身障害児（者）通園事業（平成 15 年 11 月 10 日障発第 1110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」に基づく施設）
- 14 地域活動支援センター（障害者自立支援法第 5 条第 21 項に規定する施設）
- 15 医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する施設）
- 16 幼稚園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 22 条に規定する学校施設）
- 17 その他
 - (1) 救護施設、更生施設及び医療保護施設（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する施設）
 - (2) 特別支援学校（学校教育法第 72 条に規定する学校施設）
 - (3) その他災害時要援護者に関連する施設

表 I - 10 - (1) 災害時要援護者関連施設に関する情報共有についての通知

- 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について（平成 22 年 7 月 27 日付け社援総発 0727 第 1 号、国河砂第 57 号、厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長通知）〈抜粋〉

民生部局及び砂防部局それぞれが上記通知の趣旨を踏まえた対策を実施することはもとより、両部局が日頃からより緊密な連携を図り、管内市町村や関係機関の協力も得た上、下記により災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策を推進して頂きますようお願いいたします。

記

1. 土砂災害のおそれのある箇所及び同箇所に立地する災害時要援護者関連施設に関する基本的な情報の共有
 - ① 砂防部局は、各都道府県内の土砂災害のおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所）について、民生部局への情報提供を行う。
 - ② 砂防部局は、土砂災害のおそれのある箇所における災害時要援護者関連施設の立地状況に関する今般の調査結果について、データベースや台帳等として整理し、民生部局への情報提供を行う。
 - ③ 砂防部局は、上記①及び②について、状況に変化が生じた場合は、民生部局に情報提供を行い、情報の共有を図る。
 - ④ 民生部局は、災害時要援護者関連施設の建設や廃止等の動向について、砂防部局への情報提供を行う。
2. 土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設への対応
 - ① 砂防部局は、災害時要援護者関連施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、速やかに基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の早期指定に努めるとともに、土砂災害防止法第 7 条第 3 項に基づく土砂災害ハザードマップの作成を促進するため、区域指定の公示図面データの提供等により、市町村による土砂災害ハザードマップの作成の支援に努める。
 - ② 民生部局及び砂防部局は、市町村が行う土砂災害ハザードマップの周知の支援に努める。
 - ③ 民生部局及び砂防部局は、市町村や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設が参加する土砂災害を対象とした防災訓練の実施や支援に努める。

表 I-10-(2) 災害時要援護者関連施設における土砂災害対策データベースに記載されている内容

<p>◇ 施設諸元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地整番号 ・ 施設番号 ・ 都道府県番号 ・ 都道府県 ・ 市町村 ・ 災害時要援護者関連施設名 ・ 施設の設置年度 ・ 施設区分 (児童福祉施設、老人保健施設、障害者支援施設等に区分。また、重要施設該当の有無) ・ 住所 ・ 施設構造 ・ 施設階層 ・ エレベータの有無 ・ 収容定員 <p>◇ 想定される土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害危険箇所に関する事項 (土石流、地すべり、急傾斜の箇所数) ・ 土砂災害警戒区域等に関する事項 (土砂災害防止法) (土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊の区域数及び区域区分) <p>◇ ハード対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備状況 (土石流、地すべり、急傾斜の事業着手した箇所数、対策状況) <p>◇ ソフト対策 (警戒避難体制に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達体制の整備 ・ 当該施設を含むハザードマップの作成 ・ 市町村による警戒避難体制の整備の支援 ・ 市町村による施設管理者への説明会実施状況 ・ 行政と連携して実施する施設ごとの防災訓練の実施状況 <p>◇ 施設諸元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の調査で追加した施設 ・ 前回の調査から削除した施設
--

(注) 当省の実態把握結果による。

表 I - 10 - (3) 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設数の推移

(単位：施設、%)

調査時点	災害時要援護者 関連施設数	平成 21 年 8 月 31 日時点 からの施設増加状況
平成 21 年 8 月 31 日	13,730	
平成 23 年 3 月 31 日	14,053	323 (2.4%)
平成 24 年 3 月 31 日	14,421	691 (5.0%)

(注) 国土交通省「近年の土砂災害 被災者の傾向」(第 1 回土砂災害への警戒の呼びかけに関する検討会(平成 24 年 7 月 25 日)資料)に基づき当省が作成した。

表 I - 11 - (1) 土砂災害防止に係るハード対策の概要

事業名	事業内容等
<p>砂防事業 (砂防工事)</p>	<p>(目的) 流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ること</p> <p>(採択基準等) 砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、<u>次のいずれかの要件に該当し</u>、1件当たり事業費が1億円以上のもので、かつ、原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、<u>土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、<u>次のいずれかに該当する効果のあるもの</u> <ol style="list-style-type: none"> ①公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護 ②市街地、集落（人家50戸以上）の保護 ③～④（略）
<p>地すべり対策事業 (地すべり防止工事)</p>	<p>(目的) 地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資すること</p> <p>(事業内容) 国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業</p> <p>(採択基準等) 地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、総事業費が1億円以上のもののうち<u>次のいずれかの要件に該当し</u>、かつ、原則として、当該地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、<u>土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1～2 (略) 3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 4. <u>市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</u> 5～7 (略)

事業名	事業内容等
<p>急傾斜地崩壊対策事業 (急傾斜地崩壊防止工事)</p>	<p>(目的) 急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資すること</p> <p>(事業内容) 急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業</p> <p>(採択基準等) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事で、<u>次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 急傾斜地の高さが10メートル以上であること 2. 移転適地がないこと 3. <u>次のいずれかの要件に該当するもの</u> <ol style="list-style-type: none"> ①人家おおむね10戸(公共的建物を含む)以上に倒壊等著しい被害を生じるおそれのあるもの ただし、(中略)並びに災害時要援護者関連施設が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、災害時要援護者関連施設については、収容人数等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする。 ②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

(注) 砂防三法(砂防法(明治30年法律第29号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号))及び国土交通省「砂防関係事業の概要」(平成24年4月)に基づき当省が作成した。

表 I - 11 - (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づくソフト対策の概要

項目	関係法令等
警戒避難体制の整備	<p>○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）〈抜粋〉</p> <p>第7条 <u>市町村防災会議</u>（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長。以下同じ。）は、警戒区域の指定があつたときは、<u>市町村地域防災計画</u>（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による市町村地域防災計画をいう。）において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために<u>必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>市町村防災会議</u>は、警戒区域内に主として<u>高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</u></p>
住民への周知（ハザードマップの配布等）	<p>○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）〈抜粋〉</p> <p>第7条 （略）</p> <p>3 警戒区域をその区域に含む<u>市町村の長</u>は、第1項に規定する市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における<u>円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号）</p> <p>第5条 <u>法第7条第3項の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に法第7条第3項に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、<u>印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に配布すること。</u></p> <p>二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。</u></p>

(注) 下線は当省が付した。

表 I - 12 - (1) 基礎調査の完了予定年度

(単位：県、%)

区分	～平成 22	同 23 ～24	同 25 ～29	同 30 ～34	同 35 ～39	同 40 ～	未定	合計
土砂災害 警戒区域	4 (8.5)	10 (21.3)	13 (27.7)	12 (25.5)	4 (8.5)	2 (4.3)	2 (4.3)	47 (100.0)
土砂災害 特別警戒区域	3 (6.4)	8 (17.0)	13 (27.7)	11 (23.4)	5 (10.6)	1 (2.1)	6 (12.8)	47 (100.0)

(注) 1 国土交通省「政策レビュー結果(評価書)『土砂災害防止法』(平成 24 年 3 月)に基づき当省が作成した。

2 基礎調査が完了している県は、次のとおりとされている。

- i) 土砂災害警戒区域：福井県(平成 21 年度)、青森県、山梨県及び兵庫県(いずれも平成 22 年度)の 4 県
- ii) 土砂災害特別警戒区域：福井県(平成 21 年度)、青森県及び山梨県(いずれも平成 22 年度)の 3 県

表 I - 12 - (2) 基礎調査実施済箇所の土砂災害警戒区域等の指定状況

(単位：箇所)

区分	土砂災害 危険箇所	基礎調査実施済 箇所(a)	区域指定済箇所 (b)	(c) =(a)-(b)	(c)のうち3年以 上経過(注3)
土砂災害 警戒区域	525,307	304,321	235,778 (77.5%)	68,543	10,367 (3.4%)
土砂災害 特別警戒区域		184,544	112,765 (61.1%)	71,779	14,732 (8.0%)

(注) 1 国土交通省「政策レビュー結果(評価書)『土砂災害防止法』(平成 24 年 3 月)に基づき当省が作成した。

2 調査時点は平成 23 年 12 月末日現在。

3 概数で回答した都道府県あり。

4 () 内の数値は、(a)に対するそれぞれの比率。

表 I - 12 - (3) 基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定が進捗しない理由等

基礎調査が進捗しない理由	i) 予算の確保が困難 (26%) ii) 住民への説明に時間を要する (24%) iii) コンサルタント業務による区域設定の確認に時間を要する (18%) 等
基礎調査完了後3年経過しても未指定(注3)の理由	i) 一定の地区単位(市町村、自治会等)で指定を行うよう市町村から要望されている (45%) ii) 住民への説明会に時間を要する (24%) iii) 住民の反対への対応に時間を要する (18%) 等
市町村が指定に反対する理由	i) 住民が反対している (60%) ii) 過疎化が進行することを懸念 (16%) iii) 市町村や地区等の単位で一括して指定してほしい (6%) 等
住民が指定に反対する理由	i) 土地の価格低下を懸念 (41%) ii) 建築物への構造規制に不満 (25%) iii) 指定されてもハード対策が実施されない (17%) 等

- (注) 1 国土交通省「政策レビュー結果(評価書)『土砂災害防止法』(平成24年3月)に基づき当省が作成した。
- 2 調査方法は、都道府県に対するアンケート調査で複数回答を認めている。
- 3 土砂災害警戒区域指定予定箇所に係るもの。

表 I - 12 - (4) 都道府県別土砂災害警戒区域等の指定率

(単位：箇所、%)

都道府県	土砂災害 危険箇所 (a)	土砂災害 警戒区域 (b)	うち土砂災害 特別警戒区域 (c)	土砂災害 警戒区域 指定率 (b/a)	土砂災害 特別警戒区域 指定率 (c/a)
北海道	11,898	922	799	7.7	6.7
青森	4,005	4,018	3,359	100.3	83.9
岩手	14,348	2,547	2,315	17.8	16.1
宮城	8,482	961	870	11.3	10.3
秋田	7,685	1,113	308	14.5	4.0
山形	3,771	3,379	2,391	89.6	63.4
福島	8,689	1,920	1,523	22.1	17.5
茨城	4,079	1,840	1,686	45.1	41.3
栃木	6,924	6,107	5,443	88.2	78.6
群馬	7,416	5,235	4,802	70.6	64.8
埼玉	4,219	2,080	1,552	49.3	36.8
千葉	9,764	1,667	1,642	17.1	16.8
東京	3,786	4,053	2,216	107.1	58.5
神奈川	8,160	5,348	352	65.5	4.3
山梨	4,805	7,089	6,049	147.5	125.9
長野	16,021	18,677	15,348	116.6	95.8
新潟	8,791	4,523	2,805	51.5	31.9
富山	4,459	4,834	3,647	108.4	81.8
石川	4,263	2,903	2,351	68.1	55.1
岐阜	13,083	7,593	6,914	58.0	52.8
静岡	15,193	6,816	4,528	44.9	29.8
愛知	17,783	4,008	3,554	22.5	20.0
三重	16,206	937	771	5.8	4.8
福井	6,858	11,660	9,416	170.0	137.3
滋賀	4,910	3,355	2,327	68.3	47.4
京都	8,847	6,790	5,754	76.7	65.0
大阪	4,361	2,485	1,265	57.0	29.0
兵庫	20,748	19,722	1	95.1	0.0
奈良	8,186	4,451	32	54.4	0.4
和歌山	18,487	4,592	2,334	24.8	12.6
鳥取	6,168	5,743	1,489	93.1	24.1
島根	22,296	30,877	912	138.5	4.1
岡山	11,999	6,802	263	56.7	2.2
広島	31,987	9,741	8,877	30.5	27.8
山口	22,248	24,619	6,456	110.7	29.0
徳島	13,001	2,078	1,907	16.0	14.7
香川	6,972	3,441	1,828	49.4	26.2
愛媛	15,190	1,702	1,544	11.2	10.2
高知	18,112	5,633	59	31.1	0.3
福岡	13,150	5,630	4,780	42.8	36.3
佐賀	9,534	698	150	7.3	1.6
長崎	16,231	6,482	6,167	39.9	38.0
熊本	13,490	3,975	3,635	29.5	26.9
大分	19,640	1,909	1,755	9.7	8.9
宮崎	11,826	2,217	1,103	18.7	9.3
鹿児島	16,204	11,516	3,623	71.1	22.4
沖縄	1,032	435	0	42.2	0.0
合計	525,307	275,123	140,902	52.4	26.8

(注) 国土交通省「都道府県別土砂災害危険箇所」及び「全国における土砂災害警戒区域等の指定状況」(平成24年10月31日現在)に基づき当省が作成した。

表 I - 13 土砂災害のおそれのあるとはされていない施設での土砂災害の可能性

(単位：施設、%)

区分	土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設 (a)	砂防部局と民生部局との情報共有が適切		土砂災害危険箇所境界付近に		土砂災害のおそれのある箇所点検等を実施		土砂災害のおそれのある箇所点検等		土砂災害危険箇所点検を実施した		左記5分類の合計 (g)	
		に行われていなかったことから、土砂災害のおそれのある箇所に災害時要援護者関連施設が立地しているにもかかわらず、その事実を砂防部局が把握していなかったもの (b) (表 I - 15 参照)	県の土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設における割合 (b/a)	災害時要援護者関連施設が立地しており、土砂災害危険箇所の点検の際に詳細な地形図で確認しておらず、また、基礎調査もまだ実施していなかったことから、土砂災害のおそれのある施設かどうか不明確となっているもの(c) (表 I - 16 - (1) 参照)	県の土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設における割合 (c/a)	した際には、土砂災害の保全対象(災害時要援護者関連施設、人家等)がなかったため、土砂災害のおそれのある箇所とはしなかったが、その後災害時要援護者関連施設が新設されたことから、同施設の立地箇所が土砂災害のおそれのある箇所かどうかについて再確認や基礎調査の実施が必要とみられるもの(d) (表 I - 16 - (2) 参照)	県の土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設における割合 (d/a)	実施した後に、開発行為(災害時要援護者関連施設の新設)により周辺土地の傾斜等に変化が生じた可能性があることから、同施設の立地箇所が土砂災害のおそれのある箇所かどうかについて再確認や基礎調査の実施が必要とみられるもの(e) (表 I - 16 - (3) 参照)	県の土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設における割合 (e/a)	時点では、土砂災害危険箇所の地形要件を満たさないとされたため、土砂災害のおそれのある箇所とされていないが、当該箇所に立地する災害時要援護者関連施設が現に土砂災害により被災しているもの (f) (表 I - 16 - (4) 参照)	県の土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設における割合 (f/a)	(g)=(b)+(c)+ (d)+(e)+ (f)	県の土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設における割合 (g/a)
6 県 合計	2,272	19	0.8	9	0.4	4	0.2	5	0.2	2	0.1	39	1.7
4 県 合計 (注3)	1,692	19	1.1	9	0.5	4	0.2	5	0.3	2	0.1	39	2.3

- (注) 1 各県提出資料等に基づき、当省が作成した。
 2 数値は平成 24 年 3 月 31 日時点(1 県は平成 23 年 3 月 31 日時点)で集計した。
 3 当省が実態把握対象とした 6 県のうち、把握漏れ等のみられた 4 県について記入した。

表 I -14 災害報告の報告対象等について

区 分	定 義
<p>災害報告の報告対象となる「災害」</p>	<p>土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害が発生した場合（<u>発生するおそれがある場合も含む。</u>）においては、被害状況を的確に把握した上で国に連絡。</p> <p>【報告の範囲】</p> <p>1 土石流等災害</p> <p>① 土石流危険渓流において、<u>土石流等の土砂流出が発生した場合は全て報告。</u></p> <p>② 土石流危険渓流以外であっても、土砂流出により負傷者以上の人的被害、<u>公共施設及び住宅に一部破損以上の被害が生じたもの及びこれらの被害のおそれが生じたものを報告</u></p> <p>2 地すべり災害</p> <p>地すべりが発生した場合、<u>地すべり危険箇所の該当の有無、人家、公共施設等への被害の有無にかかわらず報告</u></p> <p>3 かけ崩れ災害</p> <p>① <u>急傾斜地崩壊危険箇所に斜面崩壊が生じた場合は全て報告</u></p> <p>② <u>急傾斜地崩壊危険箇所以外で斜面崩壊が発生した場合は、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害が生じた場合のみに報告</u></p>
<p>災害報告に記載されている主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生箇所、発生日時 ・ 気象状況 ・ 土砂流出状況／地すべりの規模／崩壊の状況 ・ 被害状況 ・ 避難状況 ・ 対応状況 ・ 関係法令指定等状況 ・ 平面図、断面図等
<p>(参考) 土砂災害防止法上の「土砂災害」</p>	<p>第2条</p> <p>この法律において、「土砂災害」とは、<u>急傾斜地の崩壊</u>（傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、<u>土石流</u>（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第26条第1項において同じ。）若しくは<u>地滑り</u>（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は<u>河道閉塞による湛水</u>（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第6条第1項及び第26条第1項において同じ。）<u>を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。</u></p>

(注)「土砂災害による被害状況の提出について」(平成13年5月28日付け国土交通省砂防部砂防計画課長等通知)に基づき当省が作成した。

表 I - 15 砂防部局と民生部局との情報共有が適切に行われていなかったことから、土砂災害のおそれのある箇所に災害時要援護者関連施設が立地しているにもかかわらず、その事実を砂防部局が把握していなかったもの（19 施設）

施設区分 (施設数)	内 訳	土砂災害のおそれがあるとされていない原因・理由	県における今後の対応方針等
児童福祉施設 (1 施設)	保育所：1	<p>当該施設は、土砂災害危険箇所図又は土砂災害警戒区域図において、土砂災害による被害のおそれがある箇所に所在しているとみられるが、以下2点から把握できなかつた。</p> <p>① 民生部局の砂防部局に対する災害時要援護者関連施設の建設や廃止等の動向の情報提供が不足していた。</p> <p>② 災害時要援護者関連施設について砂防部局から市町へ確認依頼を行った際の市町が詳細な確認をしていなかった。</p>	<p>土砂災害危険箇所の被害想定区域又は土砂災害警戒区域等に所在する災害時要援護者関連施設の把握については、今後も毎年のデータベース更新時に、県砂防部局から市町担当課に照会して確認し、データベースの精度向上に努める。また県民生部局とも情報共有を行う。</p>
老人福祉施設等 (7 施設)	有料老人ホーム：1、老人デイサービスセンター：3、軽費老人ホーム：1、特別養護老人ホーム：1 小規模多機能型居宅介護事業所：1		
医療提供施設 (5 施設)	病院：4、薬局：1		
老人福祉施設等 (1 施設)	特別養護老人ホーム：1	<p>当該施設立地箇所は、土砂災害のおそれのある箇所に立地しているが、砂防部局が平成 21 年度に民生部局から提供のあつた当該施設について、立地状況を詳細に確認しなかつたため把握できなかつた。</p> <p>(当省の見解)</p> <p>県はこのように説明しているが、次の①、②、③を踏まえ、民生部局においても的確な確認がなされれば、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の把握漏れの防止につながり、どこかの段階でチェックが可能であつたと思われる。</p> <p>① 砂防部局が民生部局に対し、土砂災害のおそれのある箇所についての情報提供を一層実施。</p> <p>② 民生部局が砂防部局に災害時要援護者関連施設の建設や廃止等の動向について、毎年度情報提供を実施。</p> <p>③ 砂防部局において、その情報を踏まえデータベースを更新し、民生部局と共有。</p>	<p>把握漏れであり、今後データベースに掲載すべき施設である。</p>
障害者支援施設等 (5 施設)	障害者社会参加支援施設：1、知的障害者援護施設：1、共同生活援助：3		

(注) 当省が、社会福祉施設等の一覧、土砂災害危険箇所図又は土砂災害警戒区域図、地形図等とデータベースを照合するなどにより、山際等に立地し、土砂災害のおそれのあるとはされていない災害時要援護者関連施設を把握した上で、実際には土砂災害のおそれのある箇所に立地していたものを整理したものである。

表 I-16-(1) 土砂災害危険箇所の境界付近に災害時要援護者関連施設が立地しており、土砂災害危険箇所の点検の際に詳細な地形図で確認しておらず、また、基礎調査もまだ実施していなかったことから、土砂災害のおそれのある施設かどうか不明確となっているもの（9施設）

施設区分 (施設数)	内 訳	土砂災害のおそれがあるとされていない原因・理由	県における今後の対応方針等
児童福祉施設 (1施設)	保育所：1	当該施設の設置位置は、土砂災害危険箇所の被害想定区域の境界線上及びその付近にあり、今後、詳細な現地調査を実施した上でないと土砂災害のおそれの有無は判断できない。	今後、周辺地域で基礎調査を実施することになった際には、同施設所在地についても併せて検討したい。
老人福祉施設等 (1施設)	老人デイサービスセンター：1		
医療提供施設 (6施設)	病院：6		
老人福祉施設等 (1施設)	生活支援ハウス：1		今後実施する基礎調査の結果を踏まえた上で、データベースへの掲載を判断したい。

(注) 当省が、社会福祉施設等の一覧、土砂災害危険箇所図又は土砂災害警戒区域図、地形図等とデータベースを照合するなどにより、山際等に立地し、土砂災害のおそれのあるとはされていない災害時要援護者関連施設を把握した上で、土砂災害危険箇所及びその被害想定区域の境界線上及びその付近に立地しており、土砂災害のおそれのある施設かどうか不明確となっているものを整理したものである。

表 I - 16 - (2) 土砂災害のおそれのある箇所の点検等を実施した際には、土砂災害の保全対象（災害時要援護者関連施設、人家等）がなかったため、土砂災害のおそれのある箇所とはしなかったが、その後災害時要援護者関連施設が新設されたことから、同施設の立地箇所が土砂災害のおそれのある箇所かどうかについて再確認や基礎調査の実施が必要とみられるもの（4施設）

施設区分 (施設数)	内 訳	土砂災害のおそれがあるとされていない原因・理由	県における今後の対応方針等
老人福祉施設等 (1施設)	認知症対応型老人共同生活援助事業所：1	当該施設は平成 22 年に設置されており、直近の土砂災害危険箇所の点検時点（平成 14 年度以前）では設置されていなかった。	土石流危険区域に囲まれていることから、今後、基礎調査の実施に際し、土砂災害のおそれのある区域かどうか精査したい。
救護施設 (1施設)	救護施設：1	当該施設は平成 18 年度に設置されており、直近の土砂災害危険箇所の点検時点（平成 14 年度以前）では設置されていなかった。	
老人福祉施設等 (1施設)	認知症対応型老人共同生活援助事業所：1	当該施設は平成 18 年度に設置されており、直近の土砂災害危険箇所の点検時点（平成 14 年度以前）では設置されていなかった。	
老人福祉施設等 (1施設)	有料老人ホーム：1	当該施設は平成 23 年に設置されており、基礎調査を実施した時点（平成 19 年）では、地形的には区域指定の可能性もあったが、周りに人家等もなく、土砂災害警戒区域等の指定までには至らなかった。	土石流危険区域付近であり、次回の基礎調査時に再度調査して、区域指定の有無を検討したい。

(注) 当省が、社会福祉施設等の一覧、土砂災害危険箇所図又は土砂災害警戒区域図、地形図等とデータベースを照合するなどにより、山際等に立地し、土砂災害のおそれのあるとはされていない災害時要援護者関連施設を把握した上で、土砂災害のおそれのある箇所の点検等を実施した後に設置され、施設立地箇所が土砂災害のおそれのある箇所かどうか再点検等が必要とみられるものを整理したものである。

表 I - 16 - (3) 土砂災害のおそれのある箇所の点検等を実施した後に、開発行為（災害時要援護者関連施設の新設）により周辺の土地の傾斜等に変化が生じた可能性があることから、同施設の立地箇所が土砂災害のおそれのある箇所かどうかについて再確認や基礎調査の実施が必要とみられるもの（5施設）

施設区分 (施設数)	内 訳	土砂災害のおそれがあるとされていない原因・理由	県における今後の対応方針等
老人福祉施設 等 (4施設)	特別養護老人ホーム：1、 軽費老人ホーム：1、小規模多機能型居宅介護事業所：1、 認知症対応型老人共同生活援助事業所：1	当該施設が設置される前に基礎調査を実施したところ、地形要件を満たしていないとされた。当該施設の設置等により周辺の地形の様子が変化しているため、現在は地形要件に該当している可能性がある。	次回の基礎調査時に再度調査して、区域指定の有無を検討したい。
医療提供施設 (1施設)	病院：1		

(注) 当省が、社会福祉施設等の一覧、土砂災害危険箇所図又は土砂災害警戒区域図、地形図等とデータベースを照合するなどにより、山際等に立地し、土砂災害のおそれのあるとはされていない災害時要援護者関連施設を把握した上で、土砂災害のおそれのある箇所の点検等を実施した後に設置され、施設の設置等により周囲の地形の様子が変化したものを整理したものである。

表 I - 16 - (4) 土砂災害危険箇所の点検を実施した時点では、土砂災害危険箇所の地形要件を満たさないとされたため、土砂災害のおそれのある箇所とされていなかったが、当該箇所に立地する災害時要援護者関連施設が現に土砂災害により被災しているもの（2施設）

施設区分 (施設数)	内 訳	土砂災害のおそれがある とされていない原因・理由	県における今後の対応方 針等	備考
児童福祉 施設 (1施設)	保 育 所：1	急傾斜地崩壊危険箇所の点検を実施した時点（平成14年度以前）では、当該施設が立地する箇所を12,500分の1の地形図で確認したところ、地形要件を満たさなかったため、急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域とされなかった。	土砂災害防止の運用指針に基づき、県内の土砂災害危険箇所をブロックで分けた上で、基礎調査の実施箇所を決定することとしている。当該施設の周辺箇所については、現在も同調査を実施する予定はないが、近隣に土砂災害危険箇所があるため、そこを調査する際には、当該施設周辺箇所についても検討したい。	平成20年、保育所（定員90名）付近のがけが崩れ、施設の倉庫2棟が全壊、保育所の窓ガラスを破り施設内に土砂が流入。人的被害はなし。
障害者支 援施設等 (1施設)	就労継 続支 援：1	※ 同県が使用していた図面は25,000分の1地形図を拡大し、12,500分の1としたものとのことであり、その図面を確認したところ、等高線が10メートル間隔となっており、10メートル未満の急傾斜地が把握できない可能性が認められるものであった。		平成22年、障害者施設（定員23名）付近のがけが崩れ、施設駐車場に土砂が流入し自動車2台が破損。施設周辺では男性が一時土砂に埋まり軽傷。

(注) 当省が、過去5年間の災害報告を確認し、被災している災害時要援護者関連施設のうち、データベース等において土砂災害のおそれのあるとはされていないものを整理したものである。

表 I - 17 実態把握した過去 5 年間の災害時要援護者関連施設の被災状況

(単位：件)

区分	災害発生件数	うち災害時要援護者 関連施設の被災件数	右記以外	土砂災害のおそれ ある箇所合計	内 訳			備考
					土砂災害 危険箇所	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
					6 県 合 計	1,209	9	

(注) 被災県から「災害報告」(表 I - 14 参照) として国土交通省に報告された災害を集計した。

表 I - 18 災害時要援護者関連施設自体は土砂災害のおそれのあるものとされておらず、土砂災害による被災もしていないものの、同施設が山際に隣接していることなどから、県が今後行う基礎調査において土砂災害のおそれの有無を精査したいとしているもの（13 施設）

施設区分 (施設数)	内 訳	土砂災害のおそれがある とされていない原因・理由	県における今後の対応 方針等	備考	
児童福祉 施設 (1 施設)	保 育 所：1	土砂災害危険箇所の点 検を実施した時点(平成 14 年度以前)では、地形要件 を満たしていなかったため、当該施設は土砂災害危 険箇所及びその被害想定 区域とされなかった。	今後、周辺地域で基礎 調査を実施することにな った際には、当該施設立 地箇所についても併せて 土砂災害の有無を検討し たい。	当該施設の周囲 に急傾斜地崩壊危 険箇所の被害想定 区域が、また北側 には溪流がある。	
児童福祉 施設 (1 施設)	保 育 所：1				当該施設は山際 に隣接して設置さ れている。
老人福祉 施設等 (1 施設)	特別養 護老人 ホー ム：1				
老人福祉 施設等 (8 施設)	特別養 護老人 ホー ム：6、 介護老 人保健 施設： 2		現在、周辺地域で基礎 調査実施中のため、その 結果により、当該施設立 地箇所についても併せて 土砂災害の有無を検討し たい。		
老人福祉 施設等 (1 施設)	介護老 人保健 施設： 1				
児童福祉 施設 (1 施設)	保 育 所：1		保育所の前を流れる川 の反対側で発生した土石 流が当該施設付近に災害 をもたらすことがない か、基礎調査を実施し、 当該溪流の不安定土塊等 や土石流による二次災害 の危険性の有無等につ いて確認し、必要があれば 土砂災害警戒区域指定に ついても検討することと	平成 23 年、保育 所（定員 60 名）の 前を流れる本川（川 幅 5 メートル以上） に、保育所の反対側 から流れ込む支川 で土石流が発生。	

			<p>する。</p> <p>このことは、技術基準（※）の取扱いとは異なるが、過去の土石流発生状況から考えれば必要であると考えている。</p> <p>（※）当該技術基準は土石流が本川に到達する区域で、本川の川幅が5メートル以上である場合は、土石流の土砂災害警戒区域は本川の手前までの設定としている。</p>	
--	--	--	--	--

（注）当省が、社会福祉施設等の一覧、土砂災害危険箇所図又は土砂災害警戒区域図及び地形図等とデータベースを照合するなどし、山際等に立地し、土砂災害のおそれのあるとはされていない災害時要援護者関連施設を把握した。このうち、①周辺の土砂災害危険箇所と等高線の間隔から同様の傾斜であるとみられるもの、②周辺で土砂災害が発生しているものについて、必要に応じ現地確認をしたうえで、県の担当部局から意見聴取を行い、県が今後行う基礎調査において土砂災害のおそれの有無を精査したいとしているものを整理したものである。

表 I - 19 土砂災害のおそれのある箇所以外での土砂災害発生状況

表 I - 19 - (1) 平成 23 年台風第 12 号による土砂災害発生箇所における土砂災害警戒区域等の指定状況 (単位：箇所、%)

総数	未指定	土砂災害 警戒区域	うち土砂災害 特別警戒区域
202 (注 2) (100.0)	155 (76.7)	47 (23.3)	12 (5.9)

- (注) 1 国土交通省「平成 23 年台風第 12 号災害の報告」(第 2 回土砂災害防止法に関するレビュー委員会(平成 23 年 10 月 31 日)資料)に基づき当省が作成した。
- 2 平成 23 年 10 月 28 日時点の件数であるため、表 I - 6 - (1) と土砂災害発生件数が異なる。

表 I - 19 - (2) 平成 23 年台風第 12 号により死者及び行方不明者が発生した土砂災害発生箇所における土砂災害警戒区域等の指定状況 (単位：箇所、%)

総数	右記以外	土砂災害の おそれのある 箇所	内 訳		
			土砂災害 危険箇所	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
			13 (100.0)	4 (30.8)	9 (69.2)

- (注) 国土交通省「土砂災害防止法に基づく施策の主な取り組み状況」(第 3 回土砂災害防止法に関するレビュー委員会(平成 24 年 1 月 30 日)資料)に基づき当省が作成した。

表 I - 20 把握漏れ等のみられなかった2県の情報共有等の実施状況

区分	情報共有等の実施状況
把握漏れ等のみられなかった2県	<p>基礎調査時に把握した土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設について、砂防部局から関係部局に随時連絡している。また、施設の新設や改廃等の情報も随時関係部局から砂防部局に提供されている。</p>
	<p>これらの情報を整理した上で、砂防部局において、データベースを毎年度更新し、関係部局に送付している。</p>
	<p>毎年度砂防部局と民生部局が共同でデータベースを作成し、その結果を共有している。</p> <p>また、基礎調査の実施対象箇所を土砂災害危険箇所に限定することなく、航空写真や航空レーザー測量の方法により地形の高低を把握することで、土砂災害危険箇所以外の場所についても危険性が確認できれば基礎調査を実施し、土砂災害のおそれの有無を判断している。</p>

(注) 当省の実態把握結果による。

表Ⅱ－１ 特定開発行為の制限に係る法令

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）〈抜粋〉

（特定開発行為の制限）

第 9 条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）〈抜粋〉

（特定開発行為の制限の適用除外）

第 5 条 法第 9 条第 1 項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- 二 仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

（制限用途）

第 6 条 法第 9 条第 2 項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設
- 二 特別支援学校及び幼稚園
- 三 病院、診療所及び助産所

（注）下線は当省が付した。

表Ⅱ－２ 災害時要援護者関連施設の新設への対応に関する通知

○ 「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」
 (平成 22 年 7 月 27 日付け社援総発 0727 第 1 号、国河砂第 57 号、厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長通知) <抜粋>

3 土砂災害のおそれのある箇所における新たな災害時要援護者関連施設の立地への対応

(1) 土砂災害特別警戒区域の指定
 砂防部局は、災害時要援護者関連施設の立地が今後見込まれる箇所について、速やかに基礎調査を実施し、警戒区域等の早期指定に努める。

(2) 新たな建設計画の申請に係る対応

① 民生部局は災害時要援護者関連施設の新たな建設の申請を受理した際には、土砂災害のおそれがある箇所に関する情報と照合し、該当する場合には速やかに砂防部局への情報提供を行う。

② 民生部局は、砂防部局と連携し、申請者に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供するとともに、土砂災害特別警戒区域等が指定されていない場合は、将来指定され得ること及び指定に伴う規制の内容等についてもあわせて情報提供を行い、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努める。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－３ 土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設の新設状況等

(単位：施設)

県名	土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設数	警戒区域内にある災害時要援護者関連施設数 (a)	警戒区域指定後に新規設置された施設数 (b)	
				新設割合 (b/a)
新設のある 4 県の合計	2,279	979	60 (11)	6.1%
対象 6 県の合計	2,626	1,093	60 (11)	5.5%

- (注) 1 当省の実態把握結果による。なお、実態把握においては、データベースに記載のある施設及びデータベースに記載のない施設で当省が立地を把握した施設について、設置状況等を把握したもの。
- 2 b 欄の () は、平成 22 年度から 23 年度末までに新設された施設数（設置が年度で把握されているものが多数であるため、22 年度以降としており、22 年 7 月通知以降とは必ずしも合致しない）。

表Ⅱ－４ 都道府県における新たな建設の申請受理時の対応状況

22年7月通知においては、①民生部局は災害時要援護者関連施設の新たな建設の申請を受理した際には、土砂災害のおそれがある箇所に関する情報と照合(a)し、該当する場合には速やかに砂防部局への情報提供(b)を行う、②民生部局は、砂防部局と連携し、申請者に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供するとともに、土砂災害特別警戒区域等が指定されていない場合は、将来指定され得ること及び指定に伴う規制の内容等についてもあわせて情報提供を行い、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促す(c)よう努めるとしている。

これらの通知内容を踏まえて、民政部局と砂防部局との連携状況を把握したところ、次のとおり、新規設置申請を受理した際の警戒区域等との照合(a)を行っている(又は行うことになっている)ところは4県であり、一部照合を行っているところは2県、速やかな砂防部局への情報提供(b)を行っているところ(又は行うことになっている)は4県、申請者に対する情報提供・計画検討の促し(c)を行っている(又は行うことになっている)ところは3県であった。

県名	情報の照合と砂防部局への情報提供		申請者に対する計画検討の促し(指導等)(c)
	情報の照合(a)	情報提供(b)	
新設のない2県	○	○	－(注2)
	○	○	○(注3)
新設のある4県	○	○	○(注4)
	○	○	○(注5)
	△	×	×(注6)
	△	×	×(注7)

(注) 1 当省の実態把握結果による。

2 新設の該当はないものの、事例があれば福祉部局から砂防部局へ情報提供及び確認依頼するとしていることから、(a)(b)は「○」、(c)については該当なし「－」とした。

3 新設の該当はないものの、老人福祉施設等整備施設選定要綱に立地要件を設けるなど具体的取組を行っており、「事例があった場合は、情報の照合、情報提供及び計画検討の促しを行う」としているため、(a)(b)(c)についていずれも「○」とした。

4 建て替えに伴う立地変更の実績があり、「計画検討を促している」としていることから、(c)についても「○」とした。

5 22年7月通知以降の該当事例はないが、申請を受理した際には、i) 同県土砂災害ポータルサイト等の情報と照合するとともに、砂防部局へ情報提供を行うとしていること、ii) 警戒区域内への設置については、設置者に計画変更の検討を要請し、変更が困難な場合は、施設における緊急時への対応策(避難方法、避難訓練等)を確認することとしていることから、(a)(b)(c)についていずれも「○」とした。

6 (a)について、一部の施設所管課においては、市町村に対し照会する形で照合しているとのことであるため「△」とした。

7 (a)について、特別警戒区域との照合は行っているとのことであるため「△」とした。

表Ⅱ－５ 都道府県において指導等していない理由

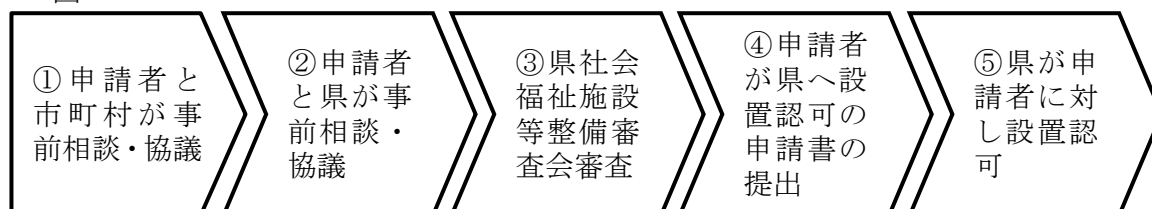
指導等していない2県	現行法上、土砂災害警戒区域への設置について規制することはできないため、特段の指導はしていないとしている。
	①土砂災害防止法で災害時要援護者施設の設置は規制されておらず、また老人福祉法等の施設関係法令における当該施設の許認可(届出を含む。)申請では、施設立地予定の土地の利用に関する規制がないこと、②申請事業者は土地購入等を終えた上で手続(申請等)を行うことから、特段の指導は行っていないとしている。

(注) 当省の実態把握結果による。

(参考) 特別養護老人ホームの設置認可に係る手続例

特別養護老人ホームの設置認可に係る手続を例にみると、手続は次図のような流れになる。

図



また、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第3条において、申請に必要な事項のうち用地に関する事項等として、i) 施設の名称、種類及び所在地、ii) 施設の地理的状況、iii) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類と規定されている。このため、都道府県が特別養護老人ホームの設置認可に係る申請を受理した時点では、既に福祉事業者は土地を取得しているか、取得できることが明らかでない状態にある。

表Ⅱ－6 特別養護老人ホーム等の設置に係る法令

○ 老人福祉法施行規則（昭和38年7月11日厚生省令第28号）〈抜粋〉

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出）

第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 施設の名称、種類及び所在地

二 施設の地理的状况

三 建物の規模及び構造並びに設備の概要

四 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項

イ 施設の運営の方針

ロ 入所定員

ハ 職員の定数及び職務の内容

五 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項

イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程

ロ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

ハ 職員の勤務の体制及び勤務形態

ニ 基準第二十七条第一項（基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（基準第二十七条第二項（基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

六 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

七 事業開始の予定年月日

八 地方独立行政法人が設置する場合にあつては、資産の状況を記載した書類

2 市町村は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

二 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書

3 （略）

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請）

第三条 法第十五条第四項の規定による認可を受けようとする社会福祉法人又は日本赤十字社は、前条第一項各号に掲げる事項及び資産の状況を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 前条第二項第一号に掲げる書類

二 定款その他の基本約款

三 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

（注）下線は当省が付した。

表Ⅱ－７ 警戒区域等指定後に新設された災害時要援護者関連施設（60施設）の内訳

（単位：施設）

管轄等施設種別	施設数
県管轄施設	41
児童福祉施設	4
老人福祉施設	21
障害者支援施設	1
障害福祉サービス事業所	4
身体障害者社会参加支援施設	1
精神障害者社会復帰施設	1
地域活動支援センター	1
医療提供施設	1
その他関連する施設	7
市町村管轄施設	19
児童福祉施設	1
老人福祉施設	8
介護保険施設	4
障害福祉サービス事業所	3
医療提供施設	2
その他関連する施設	1
合計	60

（注）当省の実態把握結果による。

表Ⅲ－１ 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）〈抜粋〉

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

（前略）、災害への備えが必要な地域において、これまでのハード整備等による防災対策に加え、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、災害関連情報の集約・提供を含めた減災対策を推進し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた対策を一層進めていく。

〔土砂災害〕

○ 現状と課題

我が国は、国土の7割を山地・丘陵地が占め、地形は急峻で複雑・脆弱な地質が広く分布している。また、台風や豪雨等に見舞われやすく、地震や火山活動が非常に活発である。さらに、経済の発展・人口の増加に伴い、丘陵地や山麓斜面にまで宅地開発が進展し、全国に52万箇所もの土砂災害危険箇所が分布している。このような状況のもと、荒廃地等から生産される膨大な土砂は、下流域に洪水氾濫の危険をもたらしているほか、毎年、全国各地で土石流、地すべり、がけ崩れ等による土砂災害が多数発生している。また、近年では、地震や豪雨に伴う深層崩壊・河道閉塞や火山噴火等に伴う大規模土砂災害も相次いで発生している。

こうした中砂防堰堤等の施設整備を着実に進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や大規模な土砂災害が急迫している状況における緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供、土砂災害警戒情報の提供等により、ハード・ソフトの両面から土砂災害対策を推進してきた。しかしながら、依然として施設の整備水準は低い状況にあり、また、整備済の砂防設備等には老朽化や機能低下も一部見られる。さらに、近年の気象条件の激化や活発な火山活動等に加え、大規模地震の発生の可能性が高まっていること等から、大規模土砂災害に対する危機管理体制の一層の充実・強化が急務である。

○ 実施すべき事業・施策

土砂災害に対しては、国民生活と社会経済活動の基盤となる国土の保全に資する土砂災害対策、土砂災害が発生した場合でも国民の生命を保護するための対策を進める。

（土砂災害対策の推進）

土砂の生産や流出による国民生活への深刻な影響を回避・軽減するとともに、高齢化等の進展や災害時要援護者関連施設・避難所等の保全対象の特性を踏まえながら地域の安全・安心を確保するため、砂防堰堤等の施設整備を着実に推進する。また、施設の機能を安定的に発揮するため、計画的な維持管理を図る。

土砂災害により甚大な被害が生じた地域においては、再度災害を防止するための緊急的な土砂災害対策を行う。

（警戒避難体制の整備）

警戒避難体制の整備や安全な土地利用への転換を図るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの作成・周知等を推進する。

（注）下線は当省が付した。

表Ⅲ－２ 避難所に係る規定

○ 防災基本計画（平成 24 年 9 月中央防災会議決定）〈抜粋〉

第 4 編 風水害対策編

第 1 章 災害予防

第 4 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難収容及び情報提供活動関係

(1) 避難場所

- 地方公共団体は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

第 16 編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

- 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項は、おおむね次のとおりとする。

第 1 章 災害予防に関する事項

17 土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備等に関する事項

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等における土砂災害を防止するため、土砂災害危険箇所等の住民への周知、土砂災害予報システムの整備等情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する計画

18 土砂災害警戒区域の指定に関する事項

都道府県知事より、土砂災害のおそれがあるとして土砂災害警戒区域の指定があった場合の、当該指定区域における情報伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

第 2 章 災害応急対策に関する事項

5 避難（小、中学校の児童、生徒等の集団避難を含む。）に関する事項

避難の指示、警告、伝達、誘導及び収容並びに緊急輸送のための組織、方法等に関する計画

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅲ－３ 避難所の安全確認に係る規定

- 土砂災害警戒避難ガイドライン（平成 19 年 4 月国土交通省河川局砂防部）＜抜粋＞
3. 避難所・避難経路の安全確認
- 市町村、消防、警察、自主防災組織、住民等による避難所・避難経路の合同点検を定期的実施し、土砂災害に対する避難所の安全性を確認する。
 - 立地条件等から土砂災害に対する安全性の確認が難しいと判断される避難所については、土砂災害に関する専門家等による現地確認を行う等の対応が必要である。
 - 安全な避難所の確保が難しい場合には、民間施設等を一時避難所として選定するほか、他の公共施設等の活用等を検討する。
4. 避難所を保全する砂防施設整備
- 土砂災害に対して安全な避難所が確保できない地域に対して、避難所を保全する砂防施設を整備する。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅲ-4 避難所の見直しを実施している市の例

鹿児島県垂水市の取り組み
【避難所の開設・運営】

指定避難場所の再編【平成18年度、平成19年度】

◎平成19年度指定避難所(案)

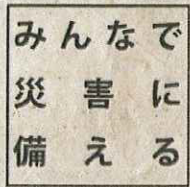
1 垂水市市民館	9 椋原地区公民館
2 垂水市体育館	11 大野地区公民館
3 垂水小学校体育館	12 牛根地区公民館
4 協和中学校体育館	13 境小学校体育館
5 水之上体育館	14 中俣地区公民館
6 水之上地区公民館	15 協和地区公民館
7 水之上小学校体育館	16 道の駅たるみず
8 椋原小学校体育館	17 垂水市環境センター

シリーズ8 指定避難所数 17

指定避難所の再編

◎平成18年度の再編のポイント
①13箇所を指定解除
避難所内にトイレのない体育館や土石流危険渓流被害想定区域に位置する地区公民館・一部の集落公民館を指定から外しました。
②3施設を追加指定
③道の駅たるみず

指定避難所の再編
避難所の数は、平成17年度に比べると平成19年度は減少しています。
「垂水市は災害が多いのに、なぜ避難所が減っているのだ」



指定避難所とは
台風などの自然災害が発生した場合の避難場所として、垂水市では指定避難所を掲げています。また、その立地や周辺状況を考え、指定の見直しも行ってまいります。
◎指定避難所数
・平成17年度 26箇所
・平成18年度 17箇所
・平成19年度 17箇所(予定)

◎平成19年度の再編ポイント
①1箇所を指定解除
境地区公民館は、現在、線路跡地が整地され、山からの土砂を受け止める土塁がなくなり、土石災害の危険性が出て参りました。遊離所指定を解除する方向です。
◎2箇所を追加指定
中俣地区公民館
水之上小学校体育館
◎水之上小学校体育館
◎水之上地区公民館
◎中俣地区公民館
◎境地区公民館
◎垂水市環境センター
◎道の駅たるみず
上体育館と水之上地区公民館は、進入路が冠水することがあるため、水之上小学校体育館を追加する方向で

国土交通省の防災拠点としての位置付け、指定廃止した松ヶ崎地区公民館(土石流危険渓流被害想定区域に位置)の代替施設として指定
◎垂水市環境センター
◎境地区公民館
◎前項の結果、総指定避難所数は、26箇所から16箇所に再編されました。
◎平成19年度の再編ポイント
①1箇所を指定解除
境地区公民館
は、現在、線路跡地が整地され、山からの土砂を受け止める土塁がなくなり、土石災害の危険性が出て参りました。遊離所指定を解除する方向です。
◎2箇所を追加指定
中俣地区公民館
水之上小学校体育館
◎水之上小学校体育館
◎水之上地区公民館
◎中俣地区公民館
◎境地区公民館
◎垂水市環境センター
◎道の駅たるみず
上体育館と水之上地区公民館は、進入路が冠水することがあるため、水之上小学校体育館を追加する方向で

◎協和地区については、が少ないため、中俣地区公民館(土石流危険渓流被害想定区域に位置)の代替施設として指定
◎前項の結果、総指定避難所数は、26箇所から17箇所に再編されました。
◎平成19年度の再編案に5月頃正式に決定する予定
再編について、ご意見がある場合は、気軽にご連絡ください。
◎最後に
市では、今後も、そのほか、絶対数が不足している現職、遊離所の再編を行うこと、遊離所や安全な民家への参り参りたいと考えており、の皆さんも今後とも、照様に努めるようお願いします。

◎平成18年度の再編のポイント
①13箇所を指定解除
避難所内にトイレのない体育館や土石流危険渓流被害想定区域に位置する地区公民館・一部の集落公民館を指定から外しました。
国土交通省の防災拠点としての位置付け、指定廃止した松ヶ崎地区公民館(土石流危険渓流被害想定区域に位置)の代替施設として指定
◎垂水市環境センター
◎境地区公民館
◎前項の結果、総指定避難所数は、26箇所から16箇所に再編されました。

避難所内にトイレのない体育館や土石流危険渓流被害想定区域に位置する地区公民館・一部の集落公民館を指定から外し、平成17年度26箇所あった指定避難所を平成18年度に16箇所に再編した。さらに平成19年度にも見直しを行っている。

(注) 「土石災害警戒避難事例集」(平成21年9月国土交通省砂防部砂防計画課)抜粋。

表Ⅲ－５ 避難所の点検・見直しに係る通知

○ 避難勧告等の発令基準等に係る点検等について（平成 23 年 10 月 4 日付け消防
災第 319 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）＜抜粋＞

（前略）平成 23 年台風 12 号及び 15 号に伴う記録的な大雨では、紀伊半島を中心に西日本から東日本の各地で、水害・土砂災害が発生し、多くの方々が被災するなど甚大な被害をうけたところです。（後略）

今回の台風災害にあっては、（中略）、比較的安全と思われる場所に避難していて被害にあった事例及び災害に伴う停電等により住民への情報伝達手段が途絶えた事例などが報告されています。

これらのことを踏まえ、現時点において特に留意、点検いただきたい事項を取りまとめましたので、貴都道府県内の市区町村に対して本通知の内容を周知いただきますとともに、市区町村において必要な点検等が早急を実施されるよう、適切な助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

1（略）

2. 市区町村が指定している避難場所や避難所（以下、「避難所等」という。）について、土砂災害警戒区域など災害発生のおそれのある区域に入っているものが無いかどうかの点検を早急に行うこと。土砂災害警戒区域等に入っている避難所等がある場合には、見直しの検討等を行うこと。

3（略）

（注）下線は当省が付した。

表Ⅲ－６ 避難所の在り方に係る報告

近年の大雨時に発生した水害や土砂災害では、災害の把握、情報伝達及び適切な避難の在り方に係る課題等が指摘されたことから、有識者及び関係省庁からなる「大雨災害における避難のあり方等検討会」を設置して、これらの被災事例について検証を行い、避難の在り方全般について検討し、自助・共助・公助の観点からその考え方を整理した報告書を取りまとめました。

「大雨災害における避難のあり方等検討会報告書」（平成 22 年 3 月）〈抜粋〉
第 4 章 国として今後引き続き検討していくべき事項

4.2 避難所のあり方について

＜ポイント＞

・避難所について、民間施設の活用や福祉避難所のあり方を含め、ハザードの種別、規模に応じた適切な避難所を設置していくための方策について検討していくべきである。

(1) ハザードに対応した適切な避難場所のあり方

地方公共団体が、大雨時の避難先として想定している避難所は、大規模地震発生時を想定した避難所と同じ場所が指定されていることが少なくない。

また、これらの避難所の中には、土砂災害危険区域、土砂災害警戒区域等や浸水の危険が高い地域内に存するものもある。

大雨時には、切迫する危険を一時的に回避するための避難先が住民の身近な場所に必要であり、災害発生後の長期的な生活を伴う避難所とは求められる機能が異なる。

本来、避難所については、大雨や大規模地震などハザードの種別とその規模に応じた適切な場所が選定されるべきである。

したがって、地方公共団体における避難所の実態を踏まえ、ハザードの種別、その規模に応じて避難先として求められる機能を整理し、さらにハザードの種別、その規模に応じた適切な避難所を設置、運営していくための方策について検討していくべきである。

(2) ～ (3) (略)

(注) 1 内閣府資料及び「大雨災害における避難のあり方等検討会報告書」（平成 22 年 3 月大雨災害における避難のあり方等検討会）に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表Ⅲ－７ 都道府県知事による市町村防災会議に対する助言又は勧告等に係る法令

○ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉

（市町村地域防災計画）

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 市町村防災会議は、第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 （略）

（市町村長の避難の指示等）

第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなく

なつたときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

6～7（略）

（注）下線は当省が付した。

表Ⅲ－８ 土砂災害の警戒避難体制に関して、市町村地域防災計画に記載すべき事項に係る通知

○ 土砂災害の警戒避難体制に関する地域防災計画の修正について（平成 19 年 12 月 14 日付け国河砂第 57 号国土交通省河川局砂防部砂防計画課長通知）＜抜粋＞（前略）

1. 都道府県の地域防災計画において、市町村の地域防災計画に記載すべき内容（別添）を明記し、市町村に周知徹底する。
2. 特に、警戒避難勧告の発令基準について、土砂災害警戒情報の発表を位置づける。
3. 1、2 を踏まえ、消防防災部局と連携し、市町村から地域防災計画修正に係る協議がなされる際に、市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の充実が図られるよう助言を行う。

（別添）

土砂災害の警戒避難体制に関して、市町村の地域防災計画に記載すべき事項

○避難勧告等の発令基準

「○○県及び○○气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合」

○土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所

○避難勧告等の発令対象区域

土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位

○情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

○避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達

○災害時要援護者への支援

災害時要援護者関連施設、在宅の災害時要援護者に対する情報の伝達体制、災害時要援護者情報の共有

○防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施

（注）下線は当省が付した。

表Ⅲ－9 砂防三法に基づく砂防施設の整備スキーム等

区分	砂防施設の名称	区域の指定(注2)	砂防施設の整備事業の実施主体	砂防施設の整備事業に係る費用
砂防法(明治30年法律第29号)	砂防設備(第1条)	国土交通大臣(第2条)	原則都道府県(第5条)。ただし、①砂防設備についての利害関係が複数の都道府県に及ぶ、②砂防設備の工事が至難である、③工費が至大になるなどの場合には国が行うことができる。また、砂防設備により特に利益を受ける都道府県又は市町村に対して国は、工事の施行又は砂防設備の維持を指示することができる(第6条第1項及び第2項)。	<ul style="list-style-type: none"> ・国主体：国 2/3、都道府県 1/3 (第14条第2項) ・都道府県主体：原則国庫負担 1/2 (第13条第1項)
地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	地すべり防止施設(第2条第3項)	主務大臣(第3条第1項)	原則都道府県(第7条)。ただし、①地すべり防止工事の規模が著しく大きい、②当該工事が高度の技術を必要とする、③当該工事が都道府県の区域の境界に係るなどの場合において、当該地すべり工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、国が行うことができる(第10条第1項各号)。	<ul style="list-style-type: none"> ・国主体(溪流において施行するもの及びこれと一体となって直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するもの)：国 2/3、都道府県 1/3 (第28条第1項) ・国主体(上記以外)：国 1/2、都道府県 1/2 (第28条第2項) ・都道府県主体：原則国庫負担 1/2 (第29条)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊防止施設(第3条第1項)	都道府県知事(第3条第1項)	都道府県(第12条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県主体：国庫負担 1/2 以内 (第21条)

(注) 1 国土交通省資料に基づき当省で作成。

2 砂防三法において、砂防施設を整備する場合は、各法律に基づき、指定された区域内に整備する必要がある。

表Ⅲ－10 避難所の土砂災害のおそれの有無の点検状況等

点検	見直し	点検を行った経緯等 (点検していない場合、その理由、今後の対応方針)
点検を終えている3県	○	平成23年度から防災・減災対策の総点検を実施していたが、災害により避難場所が被災したことを受け、緊急点検として避難所等の安全性の見直し、安全性に問題のある避難所の廃止等を実施し、結果を公表したとしている。また、安全性に問題のある避難所を廃止した後の状況は、平成24年5月現在で、土砂災害危険箇所内に設置されていた避難所が397施設（県内避難所2,666施設の14.9%）、土砂災害警戒区域等内に設置されていた避難所が28施設（同1.1%）存在している（注3）。
	○	平成24年5月に、管内市町村に土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内にある避難所の変更（限定的利用、避難所補強を含む）を検討するよう依頼している。 本県は、平成24年10月現在で、土砂災害危険箇所内に設置されていた避難所が1,514施設（県内避難所2,679施設の56.5%）、土砂災害警戒区域等内に設置されていた避難所が1,286施設（同48.0%）存在している（注4）。県では、土砂災害防止のハード整備について、重点テーマ（重点的にハード整備を行う施設）を設け重点的・集中的に実施することとしており、平成22年度から実施している災害時要援護者関連施設（24時間滞在型施設）の対策が24年度で一定の目途がつくことから、次の重点テーマとして避難所の対策を進めることとしており、市町村の避難所の見直し結果を、同施設を保全するための砂防施設の整備計画策定に当たっての基礎資料としている。
	×	避難所把握の開始時期、経緯は不明であるが、住民が災害時にどこに逃げればよいか、その避難所を周知するためという趣旨で、避難所の状況について、毎年、県・市の防災危機管理関係資料（地域防災計画）及び市町への照会により、把握・公表を行っているとしているが、土砂災害のおそれのある避難所の見直し等の対策については、市町村に対して依頼をしたことはないとしている。
点検中の2県	－	平成23年度に土砂災害警戒区域等に立地する避難所の把握調査を行い、現在精査中であるが、避難所の保全等については、災害時要援護者関連施設と同等の優先度であると考えており、今後、災害時要援護者関連施設の保全等と合わせて検討していくこととなるとしている。
	－	砂防部局において、土砂災害のおそれのある箇所の把握について、土砂災害危険箇所調査により調査を行っているが、これは地形判読した調査であることから、そこに位置する避難所等の施設までは把握しておらず、また、これまで土砂災害警戒区域の指定の際も特に把握はしていないとしている。今後については、基礎調査及び同調査を実施した地区に土砂災害警戒区域等の指定を行っていく中で、指定予定区域内に避難所等があれば、避難所等を区域外の施設に指定変更すること等を市町村に対し求めていくこととなるとしている。 なお、現在、砂防部局の取組と並行し、防災部局において、平成23年10月に総務省（消防庁）から「避難勧告等の発令基準等に係る点検等について」（平成23年10月4日付け消防災第319号、消防庁国民保護・防災部防災課長通知）が都道府県に通知されたことを受けて、管内市町村の協力を得て、管内の避難所の災害種別ごとの安全性の確認の調査が行われている。

点検	見直し	点検を行った経緯等 (点検していない場合、その理由、今後の対応方針)
の未点検 1 県	—	土砂災害警戒区域等に立地している避難所が多数あることは認知しており、安全性の把握が必要なことも認識している。県としては、今後の対応について、管内市町村の避難所見直しの状況を考慮して検討しているところとしている。

- (注) 1 当省の実態把握結果による。
- 2 表中の見直し欄の「○」は実施済み又は実施途上のもの、「×」は未実施のもの、「—」は点検中又は未点検のため、土砂災害のおそれのある避難所の把握ができておらず、見直しについては「該当なし」としたもの。
- 3 土砂災害危険箇所内の避難所数及び土砂災害警戒区域等内の避難所数について、土砂災害危険箇所内かつ土砂災害警戒区域等内にある避難所は、土砂災害警戒区域等内にある避難所数に計上した。
- 4 土砂災害危険箇所内の避難所数及び土砂災害警戒区域等内の避難所数について、土砂災害危険箇所内かつ土砂災害警戒区域等内にある避難所がそれぞれの区分に二重に計上されているため、内訳の合計が 100.0%を超えている。

表Ⅲ－11 避難所の見直しを県が積極的に取り組んでいる例

区 分	取 組 の 概 要 等
把握の経緯等	土砂災害防止のハード対策を施設ごとに重点的に実施することとしており、平成 22 年度から重点実施している災害時要援護者関連施設（24 時間滞在型施設）のハード対策が 24 年度で一定の目途がつくことから、次に避難所のハード対策を進めるため、避難所の立地状況調査を実施
把握結果等	<p>土砂災害警戒区域等にある避難所数：1,286</p> <p>うち砂防施設整備済：159(12.4%)</p> <p>うち砂防施設整備未済：1,127(87.6%)</p>
市町村に要請した事項	<p>土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内にある避難所について、次の①から④の実施を検討し、都道府県に報告</p> <p>① 避難所の変更 土砂災害警戒区域等にある避難所を区域外にある安全な代替施設に変更し、併せて地域防災計画における避難所を変更する。</p> <p>② 避難所の限定的利用 i) 避難所が土砂災害警戒区域等内外にまたがっている場合、避難所としての機能を区域外にある建物等に限定して利用する。 ii) 災害種別により選択的に利用避難所を設定する。</p> <p>③ 避難所の補強・改築等 所管している避難所の建物補強や改築、若しくは門又は塀を設置する。</p> <p>④ その他の対応 避難所の安全を図るための、①から③以外の対応を行う。 また、①から④の検討を行った結果、いずれも不可能な場合は、その理由を付して県に報告する。</p>
県による取組状況等	市町村から①から④の対応がいずれも困難として報告された避難所のうち、拠点となる避難所について、その重要度・危険度に応じた砂防施設の整備計画を策定し、同施設の整備を進める。

(注) 当省の実態把握結果による。

表Ⅲ-12 4府省庁における土砂災害のおそれのある避難所の安全対策に係る取組

府省庁	取組状況
内閣府	<p>同省においては、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に関する基本的な政策に関する事項や、大規模な災害が発生し、又は発生する場合における対処に関する事項について所掌しており、その立場からは、避難所については、大雨や大規模地震などハザードの種別とその規模に応じた適切な場所が選定されるべきと考えているところ。ハザード別の避難所の具体的な安全対策については、内閣府は所掌しておらず、関係省庁が行うことと認識している。</p>
消防庁	<p><u>消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第21項に基づき「避難勧告等の発令基準等に係る点検等について」（平成23年10月4日付け消防災第319号消防庁国民保護・防災課長通知）を发出し、避難所等について、都道府県に対し、管内市町村が土砂災害警戒区域など災害発生のおそれのある区域に入っているものがないかの点検や土砂災害警戒区域等に入っている避難所の見直しの検討を早急の実施されるよう要請している。</u>同庁では、まずは地方公共団体が自ら点検等を行うことが重要と考えており、現状では地方公共団体における点検・見直しの状況を把握していない。同庁としては、砂防施設の整備などの対策を講じることはできないことから、関係行政機関とも協力しながら今後の対応を検討したい。</p>
厚生労働省	<p>災害に際して避難所の供与が行われた場合、災害救助法第36条（昭和22年法律第118号）に基づき、避難所の供与に要した費用の国庫負担に関する事務を所掌している。この場合の避難所は、市町村があらかじめ地域防災計画で指定している避難所に限らず、災害に際して実際に開設された避難所（民間の旅館、ホテル等を含む。）を国庫負担の対象としている。<u>一方、土砂災害のおそれのない安全な場所に避難所をあらかじめ指定しておくことは、市町村の責任で行うものであると考えており、特段の取組は行っていない。</u></p>
国土交通省	<p><u>「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成19年4月国土交通省砂防部）において、地方公共団体に対し、避難所の安全点検の実施及び土砂災害に対して安全な避難所が確保できない地域に対して、避難所を保全する砂防施設を整備するよう示している。</u>しかしながら、避難所の設置状況について、砂防三法に基づく砂防施設の設置に係る補助事業が申請された箇所の保全対象に含まれている避難所の設置状況は把握しているが、それ以外の避難所の設置状況は所掌していないことから把握していない。なお、土砂災害に対する警戒避難体制の整備が一層推進されるよう、平成21年9月に策定した「土砂災害警戒避難事例集」（平成21年9月国土交通省砂防部砂防計画課）において、土砂災害のおそれのある避難所の見直し事例を紹介している。</p>

（注）当省の実態把握結果による。

表Ⅲ－13 4府省庁の所掌事務

内閣府設置法 (平成11年法律第89号)	消防組織法 (昭和22年法律第226号)	厚生労働省設置法 (平成11年法律第97号)	国土交通省設置法 (平成11年法律第100号)
<p>(内閣府の任務及び所掌事務)</p> <p>第4条 内閣府は、前条第1項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第2項第2号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。</p> <p>一～六の二 (略)</p> <p><u>七 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興(第3項第8号を除き、以下「防災」という。)に関する基本的な政策に関する事項</u></p> <p><u>八 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項</u></p> <p>九～十八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四の五 (略)</p> <p><u>十五 第七号の六から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>十六～六十二 (略)</p>	<p>(消防庁の任務及び所掌事務)</p> <p>第4条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。</p> <p>2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p><u>二十一 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項</u></p> <p>二十二～二十八 (略)</p>	<p>(厚生労働省の任務及び所掌事務)</p> <p>第4条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八十二 (略)</p> <p><u>八十三 被災者の応急救助及び避難住民等(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第75条第1項に規定する避難住民等をいう。)の救援に関すること。</u></p> <p>八十四～百十一 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国土交通省の任務及び所掌事務)</p> <p>第4条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五十八 (略)</p> <p><u>五十九 砂防に関すること。</u></p> <p><u>六十 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関すること。</u></p> <p>六十一～百二十八 (略)</p>

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅲ－14 救助に要する費用に係る法令等

○ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）〈抜粋〉

第 23 条 救助の種類は、次のとおりとする。

一 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

二～十 （略）

2～3 （略）

第 36 条 国庫は、都道府県が第 33 条の規定により支弁した費用及び第 34 条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第 1 条第 1 項第 5 号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法 に定める税率とする。）をもつて算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の 100 分の 2 以下であるときにあつては当該合計額についてその 100 分の 50 を負担するものとし、収入見込額の 100 分の 2 をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の 100 分の 2 以下の部分については、その額の 100 分の 50

二 収入見込額の 100 分の 2 をこえ、100 分の 4 以下の部分については、その額の 100 分の 80

三 収入見込額の 100 分の 4 をこえる部分については、その額の 100 分の 90

○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 12 年厚生省告示第 144 号）〈抜粋〉

（収容施設の供与）

第 2 条 法第 23 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1 人 1 日当たり 300 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とすること。

二 （略）